

議案第45号

さいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年さいたま市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項から第3項まで、第6項から第8項まで及び第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員（さいたま市教育職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年さいたま市条例第16号）第1条に規定するさいたま市立の学校に勤務する市費負担に係る教育職員を除く。）の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）</u></p> <p>第6条の2 <u>法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準じると認める事情とす</u></p>	<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項、<u>第2項</u>、第6項から第8項まで及び第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員（さいたま市教育職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年さいたま市条例第16号）第1条に規定するさいたま市立の学校に勤務する市費負担に係る教育職員を除く。）の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。